

飯豊町告示第37号

令和8年度飯豊町結婚祝品贈呈事業実施要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

飯豊町長 嵐 正人

令和8年度飯豊町結婚祝品贈呈事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に定住の意思を有する者が結婚をする際に、その結婚を祝福し、定住を促進することを目的とする。

(結婚祝品交付の対象)

第2条 祝品の交付対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和8年4月1日以降に婚姻届を提出し、かつ夫婦ともに定住の意思を持って飯豊町の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 過去において、夫婦のいずれかがこの要綱に基づく祝品の交付を受けていないこと。

(祝品)

第3条 祝品は、飯豊町商工会が発行する100,000円分の飯豊町商工会共通商品券とする。

(申請)

第4条 祝品の交付を受けようとする者は、令和9年3月31日までに結婚祝品申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(祝品の贈呈)

第5条 町長は申請書を受領した後、祝品を贈呈するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

飯豊町長 殿

結婚祝品申請書

夫婦ともに定住の意思を持って婚姻届を提出し、結婚祝品の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

申請者	住 所	山形県西置賜郡飯豊町大字		
	フリガナ			
	夫 氏名			
	フリガナ			
	妻 氏名			
	電話番号			
婚姻年月日	年 月 日	事務処理欄 (戸籍担当確認)		

年 月 日

(宛先) 飯豊町長

結婚祝品（商品券100,000円分）を受領しました。

署名 _____